

建築士事務所登録事項変更届

該当の項目に☑をつけてください。

建築士事務所の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

- 建築士法第23条の5第1項 (所属建築士以外の変更)
- 建築士法第23条の5第2項 (所属建築士の変更)

の規定により、

令和 年 月 日

徳島県指定事務所登録機関

一般社団法人 徳島県建築士事務所協会 会長 殿

徳島建設株式会社

開設者氏名 代表取締役 阿波 太郎

(法人の場合は名称及び代表者氏名を記入)

法人の場合は法人名、代表者役職、氏名を記入
個人の場合は、氏名を記入

〔注意事項〕

1 「登録事項」の欄には、すべての項目について、現在登録している内容を記入してください。

2 変更があった項目のみ記入してください。

役員及び所属建築士の変更の場合は、別添様式に内容を記入してください。

変更後については変更のある欄のみ記入

		変更前についてはすべて記入	変更事項
建築士事務所	名称	徳島建設株式会社一級建築士事務所	
	所在地	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2階 Tel(088)652-5862 Fax(088)653-5201	電話() - FAX() -
開設者	個人 氏名		
	法人 名称	徳島建設株式会社	
	役員名及び役名	別添1「役員名簿」のとおり	
管理建築士	氏名	徳島 花子	
	免許の別及び登録番号	一級・二級・木造 建築士 () 登録) 第 号	一級・二級・木造 建築士 () 登録) 第 号
所属建築士		別添2「所属建築士変更事項」第一面及び第二面のとおり	
事務所登録番号		徳島県知事登録 第 号	
事務所登録年月日		令和 年 月 日	

【別添2】

所属建築士変更事項

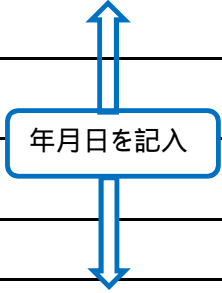
(第一面)

〔記入注意〕

- 1 変更のあった建築士について、該当する表に氏名等を記入してください。その上で、別添2所属建築士変更事項(第二面)に、変更後の全ての所属建築士を記入してください。
- 2 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の欄の中にしを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士, 二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	所属した年月日
つるぎさん のぼる 剣山 登	二級建築士		徳島県	令和 年 月 日



所属を外れた建築士

ふりがな 氏名	一級建築士, 二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	所属を外れた年月日
けんちく じろう 建築 次郎	二級建築士		徳島県	令和 年 月 日

登録事項に変更のあった建築士

ふりがな 氏名	変更後			
	ふりがな 氏名	一級建築士, 二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)

有無の欄に✓を入れてください。

(備考)
別紙 有
無

添付書類(口)

・登録申請者と管理建築士が異なる場合は両方必要です。

略 歴 書 登録申請者
管理建築士

記入例

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	阿波 太郎		生年月日	昭和20年1月1日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士	<input type="checkbox"/>	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	二級建築士	<input type="checkbox"/>			
	木造建築士	<input type="checkbox"/>			
	な し	<input checked="" type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 終 了 ・ 中 退 の 別	
	昭和44年 3月31日	大学 学部××学科		卒 業	
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	年月～年月				
	平成12年4月～ 現在	徳島建設株式会社	代表取締役		
	平成1年4月～ 平成12年3月	徳島建設株式会社	取締役		
昭和44年4月～ 平成1年3月	四国建築設計	社員			

・略歴欄は現在までを記載してください。
・必ず終了年月日を記入してください。

添付書類(口)

略 歴 書 (登録申請者)
(管理建築士)

記入例

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	徳島 花子		生年月日	昭和36年10月1日	
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登録 番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	二級建築士 <input type="checkbox"/>				
木造建築士 <input type="checkbox"/>					
なし <input type="checkbox"/>					
学歴	年月日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別		
	平成1年 3月31日	大学工学部建築学科	卒業		
職歴	期間 年月～年月	勤務先	地位・職名		
	平成15年4月～ 現在	徳島建設株式会社	管理建築士		
歴	平成1年4月～ 平成15年3月	有限会社うずしお設計室	社員		
	・略歴欄は現在までを記載してください。 ・必ず終了年月日を記入してください				

記入例

添付書類(八)

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

徳島建設株式会社

登録申請者の氏名又は名称...代表取締役...阿波...太郎...

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人徳島県建築士事務所

法人の場合は法人名、代表者役職、氏名を記入
個人の場合は、氏名を記入

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しないもの（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

Blank box for additional information or signature.

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の専任に関する誓約書

私は、建築士法第24条第1項に規定される次の建築士事務所に専任する管理建築士として同法第24条第3項及び第4項の業務を遂行することを誓約します。

令和 年 月 日

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長 殿

建築士事務所名称 徳島建設株式会社一級建築士事務所

管理建築士

管理建築士の自宅住所をご記入ください。

住 所 徳島県徳島市 町 番地 -

氏 名 徳島 花子

別記第2号様式

建築士事務所の外部写真（全景）

外部写真はカラー写真を添付してください。

建築士事務所の外部写真（標識が判別できるもの）

標識については、公衆の見やすい位置に掲示することが義務となっています。

（更新の場合は必須です）

（標識表示例） よこ40cm×たて25cm以上

徳島建設株式会社 一級建築士事務所	
登録	一級建築士事務所 徳島県知事登録 第〇〇〇〇〇号
開設者	徳島建設株式会社 代表取締役 阿波 太郎 (法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入)
管理建築士	一級建築士 徳島 花子
登録の有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日

※平成19年12月20日より、標識の書式が変更となり「登録の有効期間」の欄が設けられました。

別記第2号様式

建築士事務所の内部写真（2面）

新規の場合でも、事務所内部が整備できている状態のカラー写真を添付してください。

別記第3号様式

附近見取図

記入上の注意：方位，道路及び目標となる地物を明示すること